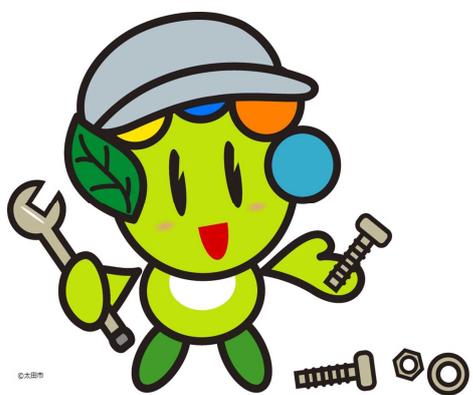


太田市制度融資ガイドブック

《産業環境部 産業政策課》



【令和6年版改訂】

○目次

○太田市制度融資利用のご案内	・ ・ ・ 1
○各制度融資申請の流れ	・ ・ ・ 5
○太田市小口資金融資について	・ ・ ・ 6
○太田市中小企業季節資金融資について	・ ・ ・ 9
○太田市中小企業設備近代化資金について	・ ・ ・ 10
○太田市中小企業経営安定資金融資について	・ ・ ・ 12

太田市制度融資利用のご案内

制度融資の利用要件

◇借入申込者要件

1. 中小企業者にあつては、市内に主たる事業活動を行う店舗、工場又は事業所を有し、引き続き1年以上同一事業を営んでいる者。
2. 中小企業団体にあつては、事務所及び主たる事業所を市内に有し、事業活動を原則として引き続き1年以上継続しているもので、その構成員の4分の3以上が市内の中小企業者であり、かつ3分の2以上のもが保険法に定める特定事業を行っていること。
3. 保険法に定める特定事業を行うものが法令又は条例に基づき許認可、登録等を受けて事業を営んでいること。
4. 市税等（国民健康保険税を含む）を完納している者。
5. 保証協会及び他の保証機関が現に保証中の保証債務の延滞及び代位弁済による求償のないこと並びに手形不渡り事故により銀行取引停止処分を受けてないこと。
6. 設備近代化資金は1年以上継続して同一事業を営み、他市町村から工業団地等（県企業局が造成した工業団地・流通団地・リサーチパーク及びこれらに準ずる団地として市長が認めたもの。）に進出する者も対象とできる。
7. 創業経営安定資金は上記とは別に
 - ①市内在住1年以上
 - ②創業して1年未満の者
 - ③市税（国民健康保険税を含む。）の納付実績がある
 - ④市税を完納している以上①～④全てを満たす者を対象とする。（保証協会の事前審査前に太田市に申請）
8. 融資金の償還が确实と認められること。
9. 運用にあたり、関係法令を遵守すること。

◇保証人要件

1. 市内に居住している者にあつては、当該居住期間が1年以上であり、かつ、保証能力を有すると認められること。
2. 借入申込人要件5に該当しないこと。

金融機関の定義

- ①保証協会と債務保証契約を結んだ金融機関
 - ②太田市内にある本支店及び商工中金前橋支店が利用できます。
- 上記①②のどちらも満たす金融機関（市外の本支店は利用できません。）
- 例：A銀行太田支店…○ A銀行桐生支店…×

申請書類

太田市役所ホームページ (<https://www.city.ota.gunma.jp>)

→ 「しごと」

→ 「産業振興（農業・商業・工業）」

→ 「企業・経営・中小企業支援」

→ 「中小企業向け融資制度のご案内」

※本資料中、本市ホームページでダウンロードをする様式には「◎」を付する。

資金措置（預託）

- ・予算の範囲内において、各金融機関の市内統括店に一括して貸し付ける。
- ・貸付金は前年度実績を協調倍率で割った金額とする。
- ・新規融資について、その都度貸付は行わない。
- ・貸付期間は、貸し付けを行った年度の末日までとする。
毎年 6月1日～3月末まで
- ・貸付の条件については、市と金融機関との契約の定めるところによる。

信用保証

- ・金融機関が融資を行った時、保証協会は当該債務の保証を保険法に基づく保険に付する。
- ・保証協会の保証業務については、各制度の要綱に定めるもののほか保証協会の定款及び業務方法書による。
- ・市は、保証協会が保証した債務のうち、代位弁済した金額に対し別に定める損失補償に関する契約により予算の範囲内で損失を補償する。

償還方法

- ・償還方法は、原則として元金均等割賦償還とする。
- ・一括償還の場合は、融資枠500万円以内、6ヶ月以内の償還とし、期間延長は認めない。
- ・最終期限に極端の残債がないものとする。

融資条件の変更（条件変更）

融資を受けた中小企業者等の経営が悪化し、融資金の償還が困難となったときは、事故防止のために条件変更を認める。（借換についてはP. 6・12・13参照）

【小口資金】

2部太田商工会議所に提出【1部コピー可】

- | | |
|-------------------------|---------------|
| ◎融資条件変更（返済軽減等）受付表【小口資金】 | （太田市ホームページから） |
| ○条件変更（返済軽減等）申込書・依頼書 | （保証協会の書式） |
| ○保証条件変更申込書・依頼書 | （保証協会の書式） |
| ○最新の決算書又は確定申告書の写し | |

【小口資金以外】【設備近代化資金・経営安定資金・緊急特別資金・季節資金（保証付き）】

2部太田市役所産業政策課に提出（1部コピー可）し、2営業日（受付日を含む）後に1部返却。

- 融資条件変更（返済軽減等）申請書兼受付表【小口資金を除く】（太田市ホームページから）
- 条件変更（返済軽減等）申込書・依頼書（保証協会の書式）
- 保証条件変更申込書・依頼書（保証協会の書式）
- 最新の決算書又は確定申告書の写し

制度融資利用における留意点・よくある質問

【★借換★】 ○ P.6、12、13 参照。

【できないこと】

- 太田市制度融資を2制度以上利用した併用。
- 個人・法人の両名義での利用。
- 運転・設備資金の一体利用。※別々に申請すること。
- 廃業・移転等の場合は、一括償還とし、本市制度の利用・借り換えは不可。
- 業種の転換について、現在行っている事業を辞めて、新しい事業に転換を図る場合は別業態とみなし、1年間は融資を利用できない。
- 条件変更中の新規の借入については一律不可。通常返済に戻った場合でも、1年経過しない限り、新規融資はできない。

【可能なこと】

- 「法人成り」「個人成り」した場合は、それぞれ事業内容に変化がないことが証明できれば、引き続き融資可能であるが、それ以外は1年以上の実績を経ること。
- 条件変更における「返済期間の短縮」は、内入れの有無に関わらず全制度で可能。
- 代表者の変更を伴う、新規融資について
 - 個人事業主の場合は事業の後継者が、1年以上継続して従事している場合は引き続き融資申請可能
 - 法人事業者の場合は法人格で見ると、新規融資を受け付けることは出来るが、
 - ①旧従事者と全く関係ない者が代表となり、社員を一新して経営を行っている場合
 - ②休眠企業を買い取ったの事業継承の場合
 - ③業種がまったく変わってしまう場合 は1年以上経過後に申請が可能となる。
- 事業承継については、後継者が1年以上同業種に従事経験がある場合は小口資金に限り市内で1年以上の事業実績がなくても利用可能。

【その他】

- 虚偽の申請や融資実行報告書等の提出等がない場合、発覚した時点で残金の一括償還及び、今後の事業者と金融機関双方における制度融資利用の制限・禁止等のペナルティーを課す。
- 返済額については最低1,000円単位であること

市内企業の位置づけ

法人の場合

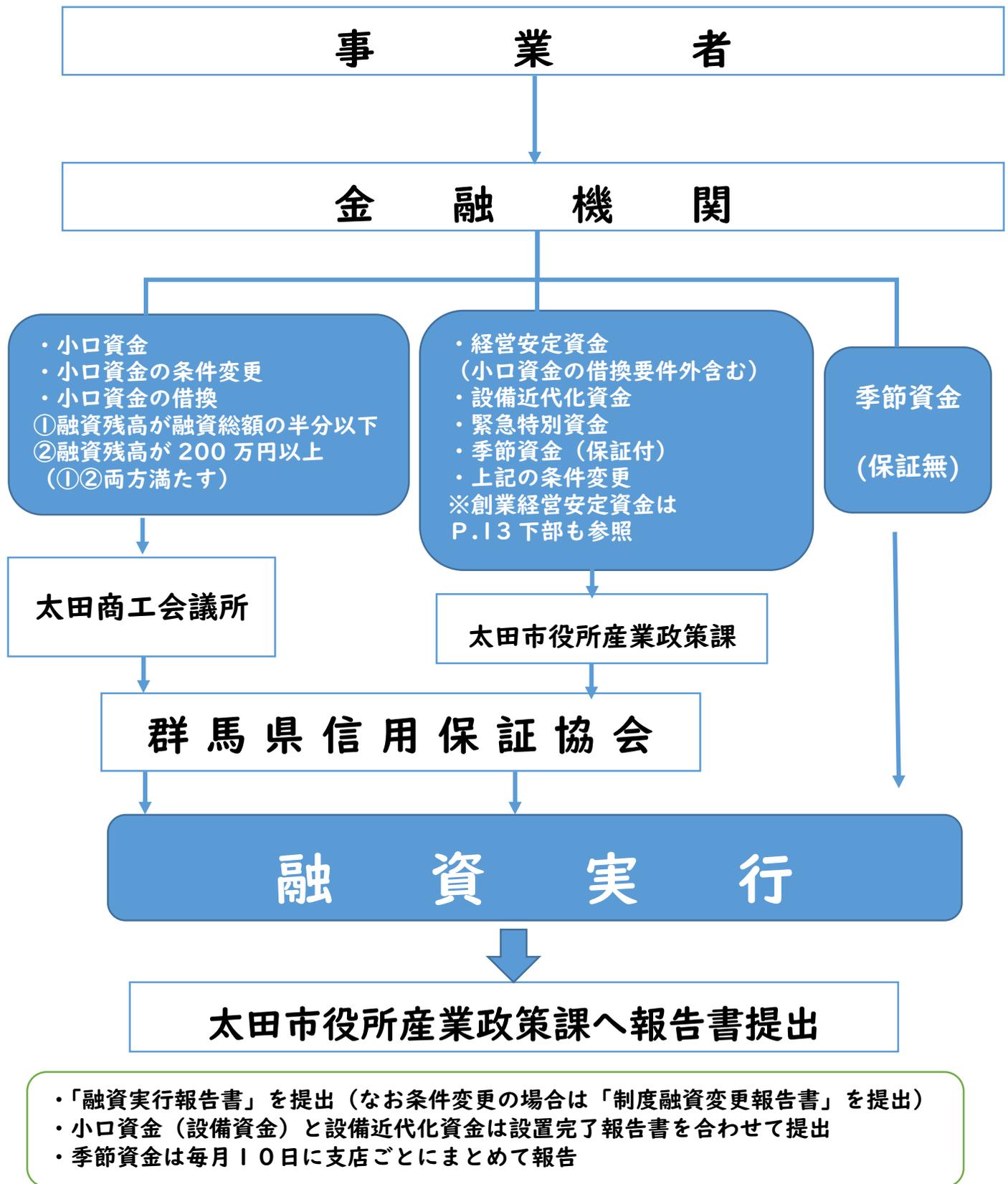
条 件		運 用 方 法
本社は他市町村であるが市内に 店舗、事業所、工場を有する場合	運転資金	市内で事業をしていることが確認できる場合は、融資対象とする。 確認書類 例) 自社所有の場合:固定資産税納税通知書(写)等 賃貸の場合:家屋の賃貸借契約書(写)等
	設備資金	市内に事業所等を有していることが確認でき、かつ、市内の事業所等に設置する設備資金である場合は融資対象とする。
本社は太田市にあるが他市町村に 店舗、事業所、工場を有する場合	運転資金	融資対象とする。
	設備資金	融資対象外 (市内に事業所等の設備をする場合は融資対象とする。)

個人の場合

条 件		運 用 方 法
事業主の居住地は他市町村であるが、 主たる事業活動を市内で行っている場合	運転資金	市内で事業をしていることが確認できる場合は、融資対象とする。 確認書類は法人同様とする。
	設備資金	市内で事業をしていることが確認でき、かつ、市内に設備をする場合は、融資対象とする。
事業主の居住地は市内であるが、 主たる事業活動を市外で行っている場合	運転資金	融資対象外
	設備資金	融資対象外 (市内に事業所等の設備をする場合は融資対象とする。)

※融資実行後、移転等により融資対象外になった場合はその時点で一括償還すること。

各制度融資申請の流れ ～フローチャート～



- ・「融資実行報告書」を提出（なお条件変更の場合は「制度融資変更報告書」を提出）
- ・小口資金（設備資金）と設備近代化資金は設置完了報告書を合わせて提出
- ・季節資金は毎月10日に支店ごとにまとめて報告

・申込み期間は年間随時。予算上限に達した時点で受付終了とする。

太田市小口資金融資について

制度趣旨

太田市中小企業・小規模企業振興基本条例（令和3年太田市条例第18号）の規定に基づき、群馬県と提携し、資金調達に困難する市内中小企業者の信用力及び担保力の不足を補う小口資金を融資することに関して、必要な事項を定める。

融資条件

項目	条件
融資限度額	1,250万円以内 但し、一括償還の場合1企業の合計額が500万円以内とする。
融資申請	年間随時（太田商工会議所にて申請受付）
融資利率	市が金融機関と協議して定める。（年1.6%以内）
融資期間	運転資金 6年以内（うち据置6月以内）※一括償還の場合は6ヶ月以内とする。 設備資金 8年以内（うち据置6月以内）※運転資金・設備資金の併用は不可
償還方法	割賦償還又は一括償還とする。
保証人担保	金融機関の定めるところによる。
★借換★	小口資金残高が融資総額の半分以下かつ残高200万円以上の場合可（残高のみ借換可）。それ以外は経営安定対策資金（経営安定借換資金P.12）を利用できる。
信用保証	保証協会の保証を付ける。
保証料負担	保証料の80%（太田市・群馬県各40%）を補助する。※保証料率0.8%上限。 経営者保証を提供しない場合に上乗せとなる保証料は補助対象としない。

融資受付及び決定

太田商工会議所は、信用保証依頼書を受理したときは、経営指導員をもって企業の調査をし、結果を群馬県保証協会太田支店に報告する。

設備資金の注意事項

- ・ 融資期間は減価償却期間内（車両は5年以内）とし、必ず資産計上すること。
- ・ 導入設備は太田市内に整備するものを対象とし、事前着工を可能とする。
- ・ 融資額は、見積書の90%までとし、残り10%については自己資金での対応とする。
- ・ 使用可能期間が1年以上であり、取得額が1単位10万円を超えるものを対象とする。

中古設備について

- ・ 中古の建物、車両、機械及び装置についても融資対象となるが、融資期間は、その初年度登録（登記）した時点から起算した減価償却の残存耐用年数範囲内とする。残存耐用年数の見積りが困難な場合次の(1)、(2)によって計算した年数を残存耐用年数とすることができる。

(1)法定耐用年数の全部を経過したもの

その法定耐用年数の 20/100 に相当する年数

(2)法定耐用年数の一部を経過したもの

その法定耐用年数から経過年数を控除した年数に経過年数の 20/100 に相当する年数を加算した年数

(1)、(2)にて算出した年数に1年未満の端数がある場合は切り捨てる。そして、算出した年数が2年に満たない場合は耐用年数(=融資期間)を2年とする。

関係書類一覧

	個人	法人
申請者	<ul style="list-style-type: none"> 確定申告書(写し) ◎ 市税等の調査閲覧同意書 ◎ 太田市税等照合票(制度融資申請用) 	<ul style="list-style-type: none"> 決算書(附属明細、減価償却明細を含む) ※決算後6ヶ月を経過している場合は、直近の試算表も提出。 履歴事項全部証明書 ◎ 市税等の調査閲覧同意書 ◎ 太田市税等照合票(制度融資申請用)
保証人	<ul style="list-style-type: none"> 資産証明書(市外居住者のみ) 所得証明書(//) 	
設備資金	導入する設備の見積書及びカタログ又は仕様書 <ul style="list-style-type: none"> 車購入の場合は追加で提出:車検証の写し(納車され次第) 建築物の場合は追加で提出:建築確認通知書の写し及び図面等。 借地・借家の場合は、追加で提出:地主・家主の承諾書 	
業種別	<ul style="list-style-type: none"> 許認可等を必要とする業種 → 許認可証等の写し 飲食業 → 宣誓書 土木、建築、設備業 → 請負工事一覧表 個人事業で、住所が市外で営業等所在地が市内の場合は、太田市の営業証明書 	

資金使途の具体例

	融資可能	対象外
運転資金	<ul style="list-style-type: none"> 仕入れ資金 人件費 →従業員給与、賃金、ボーナス、退職金、社会保険等の事業主負担金他(従業員給与は1ヶ月分程度を限度とする) 事務所の運営費 →賃貸店舗等の権利金、家賃、共益費、光熱水費等。また、建物の修繕、修理についても運転資金対象とする 機械や備品等のリース料 取得価格10万円未満の(設備対象外の)物品購入費 	<ul style="list-style-type: none"> 個人事業主の生活資金の支払いに充てる物は対象外 他金融・サラ金・ノンバンク等の肩替貸付 役員報酬費(代表者の妻や子供等は役職が付いている場合が多いため、給料ではなく報酬としてとらえる) 生活困窮のための運転資金 法人の役員や事業主からの借入金の

	<ul style="list-style-type: none"> ・広告宣伝費（HP作成も含む）、販売促進費 ・研究開発費（設備取得を除く） ・従業員の研修費 ・事業の取引上相手方に差し入れる契約保証金、営業保証金 ・フランチャイズチェーンへの加盟金、契約金、保証料、名義使用料、研修費、取引保、証金や商号使用料 ・経営や製品・技術開発のためのコンサルタント料 ・買掛金や手形の決済資金（事業資金の決済に係るものに限る） ・訴訟行為における供託金、弁護士費用 ・従業員の遺族に対する補償金及び、従業員への慶弔費 ・組合等に対する出資金 	<p>借換資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引先、法人の役員、家族など第三者に対する貸付のための資金。 ・税金の支払い ・割引手形を買い戻すための資金 ・株式等有価証券の取得費 ・新聞の勧誘業、生命保険の勧誘業金融業（生命保険業） <p>→歩合により仕事を行っているものであるため中小企業者ではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員が業務上引き起こした事故の損害賠償金
設備資金		
	融資可能	対象外
車 両	<ul style="list-style-type: none"> ・商用車（3，5，7ナンバー以外・プライベートでのみ使用しない車）※耐用年数は5年以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・私用車
土 地	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の購入と、それに付随する経費 ・建物の建設、設置を融資対象とする場合の、これらのために必要な範囲で土地の埋め立て、地盛り、地ならし、切土、防壁工事その他土地の造成又は改良 	<ul style="list-style-type: none"> ・転売目的とした、土地の購入、及びそれらの造成工事費等 ・サラリーマン・主婦・農家等が不動産賃貸業等を行うための土地購入費
建 物 及 び 付 属 設 備	<ul style="list-style-type: none"> ・社屋、事務所、工場等に付属する電気設備、給排水ガス設備等。→中古の工場等を買取る場合も対象(適正価格が前提) 裁判所の競落物件も対象。【※修理・修繕は運転資金】 ・新築融資対象とした場合の既存建物の取り壊し ・モデルハウス <p>→建物本体、付帯工事、外構工事等分けて資産計上を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗併用住宅の事業用部分 <p>→見積書、平面図等で面積按分等合理的な方法により住宅部分を切り離すこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の取り壊し費用 ・建物本体、付帯工事、外構工事等一括で資産計上を行う場合は対象外 ・店舗併用住宅の住宅部分 ・入居補償金、テナント保証料、建設協力金等
不 動 産 賃 貸 業	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所などの自己所有の物件に係る設備 ・長期の保有の賃貸物件 ・商店等が事業の多角化として参入する不動産賃貸業 ・駐車場業の駐車施設 <p>→事務所、事務機械、駐車場の塗装、フェンス、管理施設等 商店等が事業の多角化として参入する場合の駐車場業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・転売目的とした土地や建物の購入、及びそれらの造成工事・改築費等 ・不動産賃貸業者が代行の第三者所有の物件の増改築等 ・サラリーマン・主婦・農家等が行う不動産賃貸・駐車場業
機 械	<ul style="list-style-type: none"> ・機械装置の本体部分、据付け費、調整費、オーバーホール代で資産計上をするもの 	
そ の 他		<ul style="list-style-type: none"> ・骨董品、絵画、彫刻 ・生物（牛・馬等） ・単体で10万円以下のもの

太田市中小企業季節資金融資について

制 度 趣 旨

市内中小企業者の季節的資金需要期における運転資金を融資すること。

融 資 条 件

項 目	条 件
資 金 使 途	運転資金（中小企業団体が、その構成員に貸し付けるための運転資金を含む。）
融資限度額	夏季、年末各一企業1,000万円以内
融 資 利 率	市が金融機関と協議して定める。（年1.5%以内）
融 資 期 間	6ヶ月以内
償 還 方 法	割賦又は一括償還とする。
担保及び保証人	金融機関の定めるところによる。

申 請 の 流 れ

(1) 申込期間

夏 季 5月1日から8月末日

年 末 11月1日から翌年2月末日

(2) 申請手続

- ・融資を受けようとする者は、季節資金融資申請書に関係書類を添えて金融機関に申し込むものとする。（法人と代表者、それぞれで申請することはできない。）
- ・保証協会の保証を付ける場合は、太田市で受付をし、保証協会にて保証承認後に融資実行すること。

○関係書類 ・太田市税等照合票（制度融資申請用） …太田市ホームページ参照

(3) 融資報告

金融機関が融資を行ったときは、季節資金融資報告書を翌月10日までに市に報告する。

- 提出書類 ・報告書（統括店にて市内の支店の実績を取りまとめて報告を行う）
- ・季節資金融資申請書
 - ・太田市税等照合票（制度融資申請用）

注 意 事 項

- ・季節資金は、融資実行後に市に報告という形式のため、一つの企業が1千万円以上の融資を受けていた場合や実質的に6か月を超えて融資を受けていた場合、本市はその企業と金融機関に対して本市の制度融資全般の利用を禁止させる。
- ・市外に本店登記されている法人による運転資金の借入はできない。

太田市中小企業設備近代化資金融資について

制 度 趣 旨

太田市中小企業・小規模企業振興基本条例（令和3年太田市条例第18号）の規定に基づき、中小企業者が市内に施設、設備等を設置する場合の資金を融資することに関して、必要な事項を定める。

融 資 条 件

項 目	条 件
融資限度額	3,000万円以内
融資利率	市が金融機関と協議して定める。(年1.6%以内)
融資期間	10年以内（うち据置期間1年以内） ただし、原則として減価償却期間の範囲内。
償還方法	割賦償還とする。 元金均等月賦償還とし、最終期限に極端な残債のないもの。
担 保	金融機関の定めるところによる。
保 証 人	金融機関の定めるところによる。
信用保証	保証協会の保証を付する。
保証料負担	全額市の負担とする。ただし、経営者保証を提供しない場合に上乘せとなる保証料は補助対象としない。

申 請 の 流 れ

(1) 申請手続等

- ①採択後すみやかに設備資金融資申請書に関係書類2部を添えて市に提出する。
- ②市が申請書を受理したときは2営業日後（申請日を含む）に書類に受付印を押し1部を返却、それを保証協会へ提出する。

(2) 融資報告及び完了報告

- ・金融機関が融資を行ったときは、設備資金融資報告書を提出すること。
- ・設備を設置後、または施設・設備が完成した場合、申請者は完了報告書及び当該設備の納品書を提出すること。

注 意 事 項

- ・融資期間は減価償却期間内とし、必ず資産計上すること。
- ・新設及びそれに付帯する経費であること（中古設備は対象外）。
- ・導入設備は太田市内に整備するものを対象とし、事前着工を可能とする。

資金措置（預託）

融資の期間が翌年度以降にわたるときは、貸付けの年度以降12年以内を限って貸付けの対象とすることができる。ただし、延滞（年次償還表を基準とする。）や条件変更がある事業者は、預託対象外とする。

制度利用上の注意点

- ・設備資金の条件変更の取り扱いについて
→設備資金については、原則として減価償却の期間内の融資になる。テイルヘビーになった場合は、借換資金が使えないため一律プロパー資金対応となる。

資金使途の具体例

P.8 小口資金の「資金使途の具体例」における設備資金「建物及び付属設備」「機械」を参照。

関係書類一覧

	個人	法人
申請者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 受付表 ◎ 市税等の調査閲覧同意書 ・ 資産証明書 ・ 確定申告書2年分（写し） 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 申請書 ◎ 太田市税等照合票（制度融資申請用） ・ 決算書2期分(附属明細、減価償却明細を含む) 但し、決算後6ヶ月を経過している場合は、最近の試算表も提出 ・ 履歴事項全部証明書
保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資産証明書（市外居住者のみ）※資産がない場合は無資産証明 ・ 所得証明書（ // ） 	
場合別書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許認可等を必要とする業種 → 許認可証等の写し ・ 飲食業 → 宣誓書 ・ 土木、建築、設備業 → 請負工事一覧表 ・ 機械設備の①見積書及び、②カタログまたは仕様書 ・ 個人企業で、住所が市外で営業等所在地が市内の場合は、太田市での営業証明書 	

提出部数は、各2部 本市提出分の保証協会宛資料及び、保証協会提出分の本市宛資料はコピー可

太田市中小企業経営安定資金融資について

制 度 趣 旨

太田市中小企業・小規模企業振興基本条例（令和3年太田市条例第18号）の規定に基づき、世界情勢の変化又は関連企業の倒産等による経営不安を防止するために必要とする資金を融資することに関して、必要な事項を定める。

資 金 使 途

資金の用途は次に該当し、この資金を使用することによって経営の安定が期待できると認められるものとする。（本資金の用途は小口資金の運転資金の資金用途と同様）

- (1) 経済変動や金融危機による経営不安を防止するための資金 【経営安定緊急対策資金】
- (2) 創業時の経営不安を防止するための資金 【創業経営安定資金】
- (3) 市制度融資資金の借換資金 【経営安定借換資金】

融 資 条 件

項 目	条 件		
融資限度額	①経営安定対策資金【受付停止】	3,000万円以内	①と②の融資を合算した額は3,000万円以内
	②経営安定緊急対策資金	1,000万円以内	
	③創業経営安定資金	500万円以内	
	④経営安定借換資金	1,500万円以内	
融資利率	年1.5%以内		
融資期間	運転資金 6年以内（うち据置き1年以内） 【創業経営安定資金のみ】設備資金 8年以内（うち据置き1年以内） 【経営安定借換資金のみ】借換資金10年以内（うち据置き1年以内）		
償還方法	元金均等月賦償還とする。		
担保	必要に応じ担保を設定する。		
保証人	金融機関の定めるところによる。		
信用保証	保証協会の保証を付する。		
保証料負担	全額市負担 ただし、経営者保証を提供しない場合に上乘せとなる保証料は補助対象としない。 また経営安定借換資金の保証に係る保証料は融資申請者の全額負担とする。		

申 請 の 流 れ

(1) 申請手続等

- ①融資を受けようとする者は、経営資金融資申請書に係る書類2部を添えて市に提出する。
- ②市が申請書を受理したときは書類1部に受付印を押し2営業日後（申請日を含む）に1部返却、それを保証協会へ提出する。

※創業経営安定資金についてはP.13下部参照。

(2) 融資報告

金融機関は、融資を行ったときは融資報告書を市に提出する。

借換（小口資金・経営安定借換資金）の留意点

- ・小口資金の借り換えについては、①融資残高が融資総額の半分以下、②融資残高が200万円以上の①②を満たすことを条件として借換えを認める。それ以外の借り換えについては経営安定借換資金の対象となる。
- ・一本化・真水については、小口資金の借り換え、経営安定借換資金ともに残債のみが対象となるため、一本化も真水を足すこともできない。
- ・経営安定借換資金の対象については小口資金、緊急特別資金、経営安定資金の利用が前提となる。
- ・小口資金を経営安定借換資金で借り換えた際に空いた小口資金の枠の利用はできない。小口資金に限らず経営安定借換資金の利用中はその他制度融資の利用は不可能。
- ・市外に移転かつ市内に営業実態が無くなった場合は、借り換えに限らず市制度融資の利用ができない。

関係書類一覧

	個人	法人
申請者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 受付表 ◎ 市税等の調査閲覧同意書 ・ 資産証明書 ・ 確定申告書2年分（写し） 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 申請書 ◎ 太田市税等照合票（制度融資申請用） ・ 資金繰り表 ・ 決算書2期分(附属明細、減価償却明細を含む) 但し、決算後6ヶ月を経過している場合は、最近の試算表も提出 ・ 履歴事項全部証明書
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資産証明書（市外居住者のみ） ※資産がない場合は無資産証明 ・ 所得証明書（ // ） 	
使用別書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許認可等を必要とする業種 → 許認可証の写し ・ 飲食業 → 宣誓書 ・ 土木、建築、設備業 → 請負工事一覧表 ・ 市外の住所の個人事業者で営業等所在地が市内の場合 → 太田市の営業証明書 【経営安定緊急対策資金】セーフティネット保証認定書、または危機関連保証認定書 【創業経営安定資金】(1)事業計画書（※所定様式は特になし） (2)住民票(法人の場合は代表者の住民票) 	

提出部数は、各2部 本市提出分の保証協会宛資料及び、保証協会提出分の本市宛資料はコピー可

創業経営安定資金は事前審査が必要

- ・事前審査2部提出【市審査→（2営業日後）金融機関が1部を保証協会へ→保証協会から金融機関へ結果】
- ・本申込（事前審査で修正があった場合のみ）【事前審査同様の流れで書類提出】

※事前審査で修正が無かった場合は市へ書類提出不要。市を経由せずに保証協会へ本申込み。

- ・融資実行後はP.5のとおり



～問い合わせ先～

太田市役所 産業政策課

Tel : 0276-47-1834 Fax : 0276-47-1881

太田商工会議所

Tel : 0276-45-2121 Fax : 0276-45-1088

群馬県信用保証協会 太田支店

Tel : 0276-48-8811 Fax : 0276-48-8810